

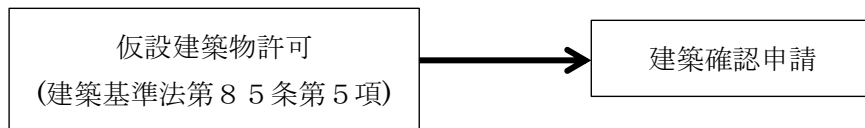
◆建築される予定地によって必要となる手続きについて

- ① 用途地域が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域以外の場合

確認申請のみを行ってください。

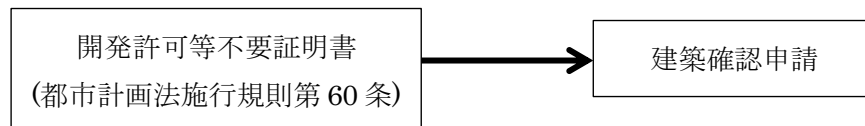
- ② 用途地域が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域の場合

上記の用途地域では良好な住環境を形成するため、事務所の建築は制限されておりますので、仮設建築物の許可を受けた後、建築確認申請を行ってください。



- ③ 市街化調整区域の場合

市街化調整区域は市街化を抑制する地域で、建築物の建築が原則として禁止されている地域となっておりますので、都市計画法に基づく手続き（開発許可等不要証明など）を受けた後、建築確認申請を行ってください。



その他

- ① 床面積の合計が 10 m²未満であっても、新築の場合は建築確認申請が必要です。
- ② いわゆる、プレハブ建物であっても基礎については鉄筋コンクリートで造る必要があります。
- ③ 仮設建築物の許可を受けた場合は、認められた期間に至るまでに除却しなければなりません。
- ④ 建築確認申請が必要な建築物を建築確認申請をされずに建築した場合、建築基準法第6条の違反となり、同法第9条の処分の対象となりますのでご注意ください。

ご注意) ここに記載されている内容は一般的な場合です。前記にあてはまらない場合もありますので、詳細については各窓口までお問い合わせください。